

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道地方卸売市場条例(昭和46年北海道条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設の許可申請書の添付書類)

第2条 条例第2条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者(地方公共団体であるものを除く。)が卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
- (2) 申請者が市場の施設を使用する権原を有すること又は当該権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- (3) 申請者が地方公共団体である場合には、前2号に掲げるもののほか、市場の開設に関する議決書の謄本
- (4) 申請者が地方公共団体以外の法人である場合には、第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる書類
  - ア 定款及び登記事項証明書
  - イ 役員の戸籍の抄本及び履歴書
  - ウ 株主若しくは出資者又は組員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
  - エ 申請者が法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (5) 申請者が個人である場合には、第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる書類
  - ア 戸籍の抄本及び履歴書
  - イ 法第57条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(委託手数料に関する事項)

第2条の2 条例第3条第1項第4号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- (2) 委託手数料の額の決定に関する事項
- (3) 委託手数料の額の周知に関する事項

(卸売業務の許可申請書の添付書類)

第3条 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者が法人であるときは前条第4号アからエまでに掲げる書類及び申請者が個人であるときは同条第5号ア及びイに掲げる書類
- (2) 別記第8号様式の例により作成した最近2年間における事業報告書
- (3) 初年度及び次年度の別記第1号様式による事業計画書

(事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請書の様式)

第3条の2 条例第6条の2第3項に規定する申請書は、当該申請が、事業の譲渡し及び譲受けの認可に係るものである場合には、別記第1号様式の2によるものとする。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請書の添付書類)

第3条の3 前条の申請書には、当該申請者のうちに法人である者がある場合は、その法人についての次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付するものとする。

- (1) 第2条第4号アからウまでに掲げる書類
- (2) 譲受人である申請者が法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書類
- (3) 別記第8号様式の例により作成した最近2年間における事業報告書
- (4) 初年度及び次年度の別記第1号様式による事業計画書

2 前条の申請書には、当該申請者のうちに個人である者がある場合は、その個人についての次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付するものとする。

- (1) 第2条第5号アに掲げる書類
- (2) 譲受人である申請者が法第57条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書類
- (3) 別記第8号様式の例により作成した最近2年間における事業報告書
- (4) 初年度及び次年度の別記第1号様式による事業計画書

(合併又は分割の認可の申請書の様式)

第3条の4 条例第6条の2第3項に規定する申請書は、当該申請が、合併又は分割の認可に係るものである場合には、別記第1号様式の3によるものとする。

(合併又は分割の認可申請書の添付書類)

第3条の5 前条の申請書には、当該申請者及び当該合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により地方卸売市場における開設若しくは卸売の業務を承継する法人についての次に掲げる書類及び合併に係る契約書又は分割に係る計画書若しくは契約書の写しを添付するものとする。

- (1) 第2条第4号アからウまでに掲げる書類
- (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により地方卸売市場における開設若しくは卸売の業務を承継する法人が法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (3) 別記第8号様式の例により作成した最近2年間における事業報告書
- (4) 初年度及び次年度の別記第1号様式による事業計画書

2 開設者と卸売業者とを兼ねる法人の合併又は分割の認可の申請の場合には、卸売業者である法人の合併又は分割の認可申請書の添付書類のうち当該開設者である法人の合併又は分割の認可申請書の添付書類と重複する書類については、これを添えないことができる。

(仲卸人及び買受人の承認等の届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、承認に係る場合にあっては別記第2号様式により、承認の取消しに係る場合にあっては別記第3号様式により、月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに

行わなければならない。

(せり人の承認等の届出)

第5条 条例第14条第3項の規定による届出は、承認に係る場合にあつては別記第4号様式により、承認の取消しに係る場合にあつては別記第5号様式により、行わなければならない。

(業務規程の変更の承認申請)

第6条 条例第17条第1項の規定による承認の申請は、別記第6号様式により行わなければならない。

(利害関係者の選定)

第6条の2 条例第17条第2項の規定により意見を聴くべき利害関係者の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名することにより行うものとする。

(事業計画の変更の届出)

第7条 条例第18条の規定による事業計画の変更の届出は、別記第7号様式により行わなければならない。

(卸売業務の廃止の届出)

第8条 条例第19条第2項の規定による届出は、廃止しようとする理由を記載した書面により、その60日前までに行わなければならない。

(事業報告書の提出)

第9条 条例第20条に規定する事業報告書は、別記第8号様式により作成し、毎事業年度経過後90日以内に提出しなければならない。

(卸売市場審議会)

第10条 北海道卸売市場審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門調査員)

第11条 審議会は、専門の事項の調査等をさせるため必要がある場合は、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、調査事項に関し知識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(会長への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

2 北海道魚菜卸売市場条例施行規則（昭和29年北海道規則第112号）は、廃止する。

附 則（昭和49年2月25日規則第11号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年8月31日規則第99号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第8号）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成9年5月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成10年3月27日規則第25号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日規則第133号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第120号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第24号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年 3 月31日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定（第2条の2第2号及び第3号に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 4 月28日規則第82号）

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年 3 月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。